

# 青森県報

号外第八号

平成十八年  
二月十七日  
(金曜日)

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定により、青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙を次のとおり行つので、同条第一項の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 選挙期日 平成十八年二月二十六日
- 二 選挙すべき議員数 二人

青森県選挙管理委員会告示第十八号

平成十八年二月十六日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二三、八四〇人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二六五、三二七人
- 三 県議会議員十和田市選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、八七二人

### 目 次

#### 選挙管理委員会

青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙の期日及び選挙すべき議員数	（事務局）	一
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	（同）	一
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙に用いる点字投票用紙の様式等	（同）	二
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	（同）	三
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	（同）	三
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	（同）	三
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所	（同）	三
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同	（同）	三
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	（同）	四
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	（同）	四

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

古 館 實	氏 名	選 挙 長	氏 名	選 挙 長 職 務 代 理 者
	住 所			
〇号	十和田市東三番町二番三		高 屋 實	十和田市大字滝沢字高屋 一一番地

青森県選挙管理委員会告示第二十号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙に用いる点字投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

平成十八年二月執行  
青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙投票

点字投票

印

〇注 ちゅうい  
こほしや しめい  
候補者の氏名は、欄内にひとりか  
こほしや しめい  
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こほしや しめい  
候補者氏名

二 規格等

規格は、おおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷り込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

<p>船員不在者投票</p> <p>○注 ちゅうい 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内にひとりか こうほしや しめい 氏名は、欄内にひとりか こうほしや しめい 氏名は、欄内にひとりか</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>選挙</p> <p>点字投票</p>
---	-----------------------

二 規格等

規格は、おおむね縦二二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。点字投票用は、上質紙一〇キログラム、点字投票の表示をする。

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場所 十和田市西三番町六番六号

十和田市総合体育センター

二 日時 平成十八年二月二十六日 午後九時三〇分

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

場 所	所 在 地
十和田市選挙管理委員会事務局	十和田市西十二番町六番一号

ただし、平成十八年二月十七日は、十和田市西十二番町六番一号 十和田市役所議  
会会議室とする。

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における開  
票事務を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により選  
挙会の事務と併せて行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における公  
職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出  
することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示  
する。

平成十八年二月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

制金額 六、〇〇〇、六〇〇円

青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙選挙長告示第一号

平成十八年二月二十六日執行の青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙における選  
挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭  
和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に

より告示する。

平成十八年二月十七日

青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙選挙長 古 舘 實

一 場所 十和田市選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十八年二月二十三日 午後五時三十分

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------